

静岡市立中学校部活動ガイドライン

静岡市教育委員会

2018年2月

目 次

○ 「静岡市立中学校部活動ガイドライン」策定の趣旨	・・・	1
○ ガイドライン実施等のスケジュール	・・・	2
○ 「静岡市立中学校部活動ガイドライン」の概要	・・・	3
部活動とは	・・・	4
1 部活動の意義・目的について	・・・	4
2 「静岡市立中学校部活動 いきいき 3視点」について	・・・	5
3 部活動への所属について	・・・	6
4 部活動の活動日等について	・・・	7
5 部活動の指導の在り方について	・・・	9
6 部活動の指導者について	・・・	11
7 保護者、関係者等との連携について	・・・	13
8 事故等への対応について	・・・	14
9 部活動の運営組織について	・・・	15
10 部活動の設置・改廃について	・・・	16

○ 「静岡市立中学校部活動ガイドライン」策定の趣旨

中学校部活動では、生徒が興味・関心のある活動に取り組むことを通して、主体性を育て、個性や可能性を伸ばすことができます。また、目標に向かって仲間と協力する大切さや、努力を重ねてやり遂げた喜びや感動を味わい、仲間や指導者等とつながる社会性を育むことができます。さらに、部活動での教えや経験が、社会人になって役に立ったり、生きていく上での支えになったりします。加えて、部活動で取り組んだスポーツ、文化、科学活動が、その後の自分の生活を豊かにします。

このように部活動は、本市が目指す「たくましく しなやかな子どもたち」を育成し、人間形成のための魅力ある教育活動です。

一方、運動部・文化部を問わず、連日又は長時間にわたる活動など、十分な休養を生徒も教師も取りづらいこと、顧問の約半数が未経験の種目を担当しており、指導に自信がもてず、指導面の改善も必要である等の課題があります。

そこで、本市の部活動のあるべき姿を明確にし、生徒にとって一層有意義な活動とするための指針として、部活動の意義・目的やこれを実現するための指導者、活動日、組織、指導法や安全に関すること等を規定した「静岡市立中学校部活動ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を策定します。各中学校では、このガイドラインに基づき、部活動を実施することになります。

ガイドラインは、2016年度に、静岡市教育委員会が、静岡市総合教育会議や各種団体のヒアリング等を基にその「基本的な考え方」を作成し、2017年度静岡市立中学校部活動在り方協議会における協議を経て、「ガイドライン」として取りまとめました。

さらに、2017年度中に、部活動運営に係る規則、運用の詳細や特例等についても協議し、その結果を「静岡市立中学校部活動ガイドライン (Q&A)」として作成し、活用を図ります。

本ガイドラインが、教職員はもとより、家庭、地域及び部活動に関連する各種団体に広く共有され、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指します。

○ガイドライン実施等のスケジュール

		スケジュール		
2017 年度	7月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">ガイドライン策定</div>	パブリックコメント実施	
	3月			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">ガイドライン[Q&A]案策定</div>
2018 年度	4月	2018年 4月1日から ※2 経過措置期間	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block; text-align: center;">実施</div>	
	9月			※3
	3月			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">ガイドライン[Q&A]策定</div>
2019 年度	4月	2019年 7月31日まで		
	8月			全面実施

※1) 周知期間とは、学校関係者、生徒や保護者、関連する各種団体へ行う周知の期間のこと。

※2) 経過措置期間とは、現行制度から新制度に向け、円滑に移行するための期間のこと。2018年4月1日から2019年7月31日までとする。

・各学校の対応：ガイドラインの「部活動への所属(特例部分)について 部活動の活動日等について 部活動の運営組織について 部活動の指導者について 部活動の設置・改廃について」の部分

・市教委の対応：主として、関連する各種団体との連携 市民への周知(リーフレットの活用)

※3) 実施状況検証期間とは、競技ごとにガイドラインに沿った部活動の実践を行い、その実施状況における効果、課題を検証する期間。

○ 「静岡市立中学校部活動ガイドライン」の概要

【部活動の意義・目的】

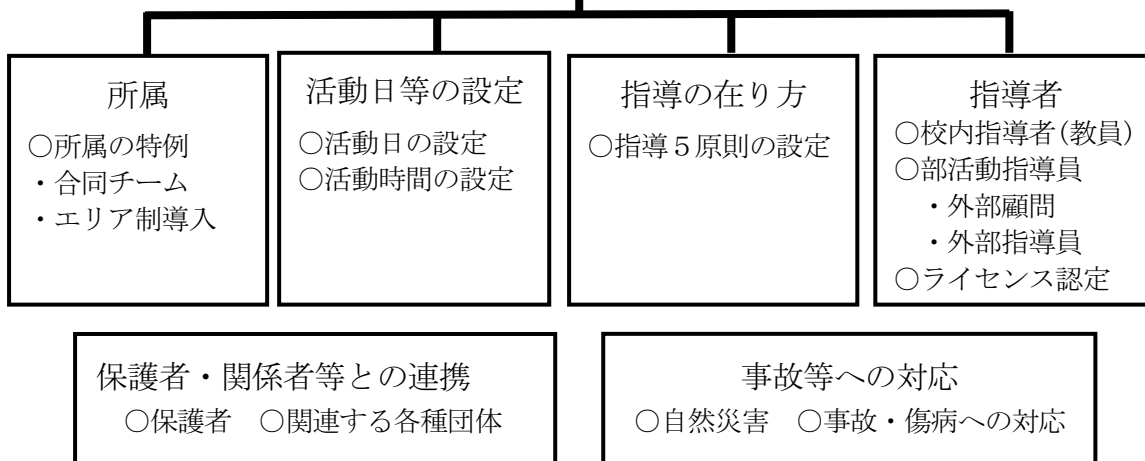
意義 本市における部活動は、人間形成に資するものとする。

目的 部活動は、生徒の生涯にわたる人間形成の基盤づくりにとって重要な役割を果たす活動であるとの認識に立ち、部活動に係わる様々な人々や関連する各種団体の理解と協力を得て、スポーツや文化及び科学等に親しむことで「たくましく しなやかな子どもたち」の育成を目指す。

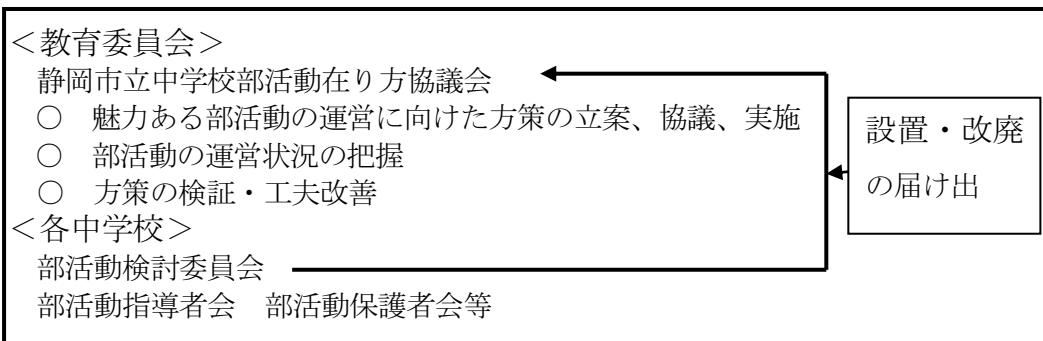
【静岡市立中学校部活動 いきいき 3視点】

- ・主体性を養う
目標（課題）を見つけ、実現に向けて創意工夫して取り組む。
- ・可能性を伸ばす
各種目の醍醐味を味わい、体力・技術・技能・表現等の向上により、生涯スポーツ・生涯学習の素地を養う。
- ・社会性を育成する（「小中一貫教育の基本的な考え方」）
学年を超えた連帯感、様々な人や集団とつながる力を育む。

【部活動の運用】



【適切な運営のための組織】



部活動とは

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、学校経営方針に基づいて教育課程との関連を図り、計画的・組織的に実施する教育活動である。

1 部活動の意義・目的について

- 部活動の意義は、人間形成に資するものとする。
- 部活動の目的は、生徒の生涯にわたる人間形成の基盤づくりにとって重要な役割を果たす活動であるとの認識に立ち、部活動に係わる様々な人々や関連する各種団体の理解と協力を得て、スポーツや文化、科学等に親しむことで「たくましく しなやかな子どもたち」の育成を目指す。

【部活動の意義・目的】

部活動は、学校経営方針に基づき計画・実施される教育活動であり、教育課程との関連が図られ適切に実施されるものである。

心身の成長が著しい生徒にとって、部活動は、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく好機であり、すべての生徒が意欲的に活動に取り組める体制にすることが求められる。そこで、生徒自らが目標を設定し、その達成に向けて粘り強く挑戦するとともに、公正と規律を尊ぶ態度を身に付ける等、自己の成長を促していくことが最大限に尊重されなければならない。

部活動は、学級や学年の枠を越えて行われる集団活動であり、生徒が互いに協力し、切磋琢磨するとともに、自己の役割や責任を果たすことにより、集団づくりに寄与していく。また、集団での達成感を味わうこと等を通して、他者を思いやる心や好ましい人間関係、連帯感等の社会性を育むことになる。

なお、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しむためには、日頃の指導において、大会やコンクール等の結果のみを目的とするのではなく、それに向けた生徒一人一人の取組状況や体力・技能等の向上について、適切な指導や支援策を講じることが必要である。その結果、生徒自身が充実感や達成感を味わうことを通じて、その活動に自分なりの意義を見出すことが大切である。

2 「静岡市立中学校部活動 いきいき 3視点」について

○部活動は、他の教育活動が目的とする観点と同様に、次の資質・能力を育てるものとする。【いきいき3視点】

- ・主体性を養う

目標（課題）を見つけ、実現に向けて創意工夫して取り組む。

- ・可能性を伸ばす

各種目の醍醐味を味わい、体力・技術・技能・表現の向上により、生涯スポーツ・生涯学習の素地を養う。

- ・社会性を育成する

学年を超えた連帯感、様々な人や集団とつながる力を育む。

【3視点について】

本ガイドラインでは、本市が目指す、常に夢と希望をもち、自らの未来を切り拓く「たくましく しなやかな子どもたち」の資質・能力として、3視点を次のように位置づけている。

（1）主体性とは

自ら進んで目標（課題）を見つけ、その実現のための方法を、時に修正・工夫を加えながら実行し、どんな状況でも、自ら考え、行動することができる力を指す。

（2）可能性とは

各種目の醍醐味を味わい、体力・技術・技能・表現を向上することにより、生涯スポーツ・生涯学習の素地を養いながら、自らを鍛え、高めていく中で育まれる挑戦する力や自らを信じる力を指す。

（3）社会性とは

様々な視点で物事を見ることができ、他人の考えを受け入れ、協力し合いながら、問題解決ができる力とともに、学年を超えた連帯感、様々な人や集団と「つながる力」を指す。部活動における「つながる力」は、静岡型小中一貫教育で未来を担うための資質や能力において掲げている「つながる力」に包含される。

3 部活動への所属について

- 部活動は生徒の希望による自由参加とし、原則として、生徒が通学する中学校の部活動に所属する。
- 生徒数減少等の理由により、チームを結成することができない場合や生徒が希望する部活動が設置されていない場合は、特例を設けることにより、生徒の主體的な活動を保障する。

特例：複数校で編成する合同チームの設置

：エリア制による部活動の設置

【特例による部活動の設置】

(1) 複数校で編成する合同チームの設置

- ・各中学校は、部活動において、競技として成立する人数に満たない場合は暫定的な措置として2校以上による合同チームを編成・設置し、活動できるものとする。

(2) エリア制による部活動の設置

- ・教育委員会は、生徒が希望する種目の設置と各種競技の振興を図るため、常時活動が可能な複数の中学校をエリアとして、中学校と協議の上、部活動を設置する。ただし、エリアによる設置部活動数は常時活動が可能な複数の中学校内で3部活動程度までとする。

4 部活動の活動日等について

- 部活動の活動日については、以下の3つの視点を踏まえて設定する。
- ・生徒の心身のバランスのとれた成長を促すために、集中した取組と適度な休養の確保に留意するとともに、効果的な練習方法等を取り入れる。
 - ・学校の「部活動全体計画」に則り活動日を設定する。「部活動全体計画」の作成に当たっては、各教科等の授業、生徒会活動、学校行事等の取組との調整を図る。
 - ・生徒が、休日に家族と過ごしたり、地域の活動等に参加したりする機会を保障する。
- 教育委員会は、活動日等の設定基準を示すとともに、活動状況について把握する。

【活動日等の設定基準】

(1) 活動日

ア 常時活動

- ・平日：週3日（原則として火曜日、水曜日、金曜日）とする。
- ・週休日：土曜日又は日曜日、どちらか1日とする。
- ・朝活動：中学校体育連盟（以下、「中体連」という）・中学校文化連盟（以下、「中文連」という）等の大会前の期間に指導者から申出があった場合に実施することができる。
この場合、校長は生徒の過度の負担にならないことを確認し、許可をする。

イ 長期休業の活動

- ・校長は、長期休業の趣旨を鑑み、生徒が家庭・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない適切な活動計画であることを確認し、許可をする。

ウ 大会（中体連・中文連及び関連する各種団体の主催大会）期間中の活動

- ・大会日程等から土日両方とも活動した場合は、代わりの休養日を設定する。

エ 「部活動なしの日」について

- ・市一斉「部活動なしの日」として、次の3日を設定する。
5月第三土曜日、11月第二土曜日、12月第一日曜日
- ・これに加えて、中学校ごとに年間で3日程度、学校裁量で部活動なしの日（土曜日又は日曜日）を設定する。

オ その他

- ・校長は、学校週5日制の趣旨を確認、徹底し、保護者への啓発に努めること。
- ・校長は、合理的・科学的な練習の開発に努める等、部活動の見直しを行うこと。
- ・実施状況検証期間の間、校長は、上記2つの啓発や見直しを行った上で、指導者から活動の申出があり、校長が特に必要と認めた場合、生徒の過度の負担にならないことを確認し、別の活動日を許可することができる。

(2) 活動時間

- ・部活動は、必ず指導者の監督指導の下で実施し、学校で定められている下校時刻までの活動とする。

5 部活動の指導の在り方について

「静岡市立中学校部活動 いきいき 3 視点」を実現するため、次を定める。

- 指導 5 原則（生徒が主人公、体罰暴言禁止、過度にならない活動量、安全管理の徹底、生徒も指導者も達成感を実感）を遵守する。
- 部活動の指導においては、生徒が自分の良さや可能性を自覚し、もてる力を十分に発揮できるよう、生徒の主体的かつ意欲的な取組を支援する。
- 指導者は、そのための基盤づくりとして、生徒との信頼関係を築くことや、生徒自身が部活動の魅力を実感できるための指導の工夫に努める。
- 各中学校では、教育課程との関連を図り、教職員や関係者等の共通理解のもとに部活動を実施する。
 - ・各中学校は「部活動全体計画」を作成する。

【指導 5 原則について】

生徒の主体的かつ意欲的な取組の支援のための基盤として、指導 5 原則を定める。

（1）生徒が主人公の部活動とする

部活動は、生涯にわたってスポーツや文化や科学等に親しむことの楽しさを体感させるとともに、様々な交流を通して人間形成を図るための活動である。過度な練習による傷害（スポーツ障害）や燃え尽き症候群（バーンアウト）を生じさせないようにする。生徒の人間的な成長を支援するという立場で、短期的な成果のみを求めるのではなく、長期的な視野に立った指導を行うことで、生徒が主人公の部活動にする。

（2）体罰や暴言の禁止を徹底する

体罰や暴言は、指導者の熱意の表れではなく、生徒の人権を侵害する違法な行為である。体罰や暴言は、指導者としての資質に欠けるばかりか、自らの指導力不足を示すものである。体罰や暴言は、学校教育に対する信頼が失われることと認識し、これらの行為を全て禁止とする。

（3）発達段階や健康状態を考慮した適切な活動量で行う

心身の発育、健全な成長を促すための部活動は、科学的根拠に基づき適切に行われる必要がある。そのため、心身の成長過程にある生徒にとって、過度な

負荷とならないよう、校長のリーダーシップのもと、適切な活動日数や活動時間を定め、指導者間で意思統一を図って行うものとする。

(4) 安全管理を徹底する

学校は、活動中における事故防止に向けた指導体制を整え、生徒の安全確保に万全を期する。また、生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定する。さらに、用具や施設の点検、管理等を行うものとする。

(5) 生徒も指導者も達成感をもって取り組める活動とする

部活動は、生徒が自ら目標を見つけ、その実現に向けて、見出した課題を克服するために自ら練習方法を工夫すること、体力・技術等の向上のために挑戦すること、問題を解決するために協力すること、学年を越えた連帯感を高めること等、人間形成に大きく寄与するものである。目標の実現に向けて取り組むことによって得られる充実感や達成感は、生徒自身に揺るぎない自信を生み、生涯をたくましく生き抜く礎を築くものとなる。また、指導者は、このような生徒の人的成長の実感を自らの達成感として、部活動の指導に当たるものとする。

【部活動全体計画について】

(1) 部活動全体計画

部活動全体計画は、静岡県ガイドラインに沿って次の項目を明確に記載し、各中学校が作成するものとする。また、様式については別に定める。

ア ねらい

イ 活動日（学校裁量の休養日を含む）

ウ 設置部活動

エ 指導者（校内指導者（教員）、部活動指導員（外部人材））

オ 年間計画

カ 組織

6 部活動の指導者について

- 部活動指導においては、技術的な指導ができる多様な外部人材を部活動指導員として活用する。
- 部活動指導員は、教育委員会が付与する資格（ライセンス）等に応じて引率等、校内指導者（教員）と同等の役割を担ったり、校内指導者（教員）の指導の補助として、生徒への技術指導を行ったりする。
- 校内指導者（教員）と部活動指導員（外部人材）との役割を明確にし、互いに連携を図ることによって、より効果的な指導を行う。

【校内指導者（教員）と部活動指導員（外部人材）】

（1）校内指導者（教員）の任命・役割

（任命）

- ・部活動顧問、部活動部長は、校長が自校の教員から年度当初に任命する。
なお、小中一貫教育におけるグループ校の小学校教員から希望があり、小学校校長からの推薦がある場合は、任命することができる。

（部活動顧問の役割）

- ・部活動指導を統括し、生徒に対する直接的な指導を行う。

（部活動部長の役割）

- ・部活動渉外を統括し、部活動に関する登録、大会参加、練習試合調整、保護者連絡等指導以外の総務、部活動指導員との連絡調整を行う。また、部活動顧問と兼ねることができる。

（2）部活動指導員（外部人材）の任用・配置

- ・教育委員会は、外部顧問又は外部指導員を任用し、各中学校の実情と希望を踏まえて、配置する。
- ・原則として、同一校に5年は配置する。（教員の異動に左右されない。）

ア 外部顧問の役割

- ・部活動指導を統括し、生徒に対し、直接的な指導を行う。部活動顧問と同等の指導ができる者として、土日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係わる業務（審判、事務）等を行う。

イ 外部指導員の役割

- ・部活動顧問の統括管理の下、技術的指導の補助を行う。

(3) 部活動指導員の資格等について

ア 外部顧問

- ・外部顧問となる対象者は、校長の推薦（関連する各種団体の推薦）、又は現行の部活動指導員として3年以上の実績のある者とする。
- ・教育委員会は、外部顧問の対象者に対し、部活動指導に関する内容、生徒指導における内容、生徒の発達段階に関する内容等の研修を行う。また、関連する各種団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法に関する内容等の研修を実施する。
- ・教育委員会は、研修の受講者の中から選考の上、外部顧問として適していると判断する者にライセンスを付与する。また、ライセンスは5年ごと、研修受講者を対象に更新する。
- ・教育委員会は、重大な事案が生じた場合、ライセンスを取り消すことができる。

イ 外部指導員

- ・校長は、任用内申書等を作成し、教育委員会に申請する。
- ・教育委員会は、内申を受けた者が適切な指導ができると認めるときは、その者を外部指導員として承認し、校長に通知し、任用通知書を交付する。

(4) 指導者の資質向上研修

- ・教育委員会は、校内指導者（教員）及び部活動指導員の資質向上のために毎年研修会を実施する。

7 保護者、関係者等との連携について

- 教育委員会は、本市の部活動の在り方について、「静岡市立中学校部活動ガイドライン」を示し、学校、保護者、地域、関係者と共有し、広く市民に発信する。
- 各中学校は、保護者や外部指導者、地域等の理解や協力を十分に得て、部活動の適切な運営をする。
 - ・教育委員会：「静岡市立中学校部活動ガイドライン」の公表
 - ・各中学校：「部活動全体計画」の保護者等への説明

【保護者との連携】

教育委員会は、静岡市の部活動の在り方について本ガイドラインを示し、周知を図るとともに、各学校はそれぞれが作成する「部活動全体計画」に則り、保護者に理解と協力を得ることに努める。

【関連する各種団体等との連携】

(1) 中体連・中文連等との連携

- ア 教育委員会及び静岡市立中学校部活動在り方協議会は、中体連・中文連と協議し、本ガイドラインの推進に努める。
- イ 教育委員会及び静岡市立中学校部活動在り方協議会は、部活動の適正化に向けて、中体連・中文連と連携し、運営に係わる規定の見直し等の改善を図る。

(2) 各種団体との連携

- ア 教育委員会及び静岡市立中学校部活動在り方協議会は、校長会、各種目顧問者会議で、本ガイドラインの趣旨を共有する。
- イ 教育委員会及び静岡市立中学校部活動在り方協議会は、生徒の適正な大会参加及び部活動指導者の運営協力について、関連する各種団体と連携し、本市中学校部活動として参加する大会について協議する。

(3) 民間との連携

- ア 教育委員会は、本ガイドラインを実現するため、民間活力の活用に努める。

8 事故等への対応について

- 部活動の実施にあたっては、生徒の生命・身体・健康を守ることを優先する。
- 指導者はもとより生徒自身も安全意識を高め、日頃から事故を未然に防ぐことができるよう健康や環境に十分に留意して活動に取り組む。
- 事故や傷病が発生した場合は、当該生徒の救護や応急処置を迅速に行うことができるよう教職員等の救急体制を整えておくこと。（大会、練習試合、校外活動等）
 - ・生徒の健康状態、練習内容や練習場所、用具の使い方、気象状況などに留意する。
 - ・消防署・医療機関等との連携を図る。

【事故等への対応について】

(1) 自然災害

学校での活動中は、学校の対応マニュアルに則り、対応する。なお、大会においては、大会規定によるものとする。

(2) 活動中の事故・傷病への対応

部活動中の生徒の事故・傷病への対応については、各学校が対応する。又、指導者の事故・傷病への対応については、校内指導者（教員）については校長が、部活動指導員については、教育委員会が行う。

(3) 保険について

ア 生徒の保険について

日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度以外の保険加入について、個人又は部活動単位で、責任保険等に参加することが望ましい。

イ 部活動指導員の保険について

部活動指導員については、任用形態に応じた保険が適用される。

9 部活動の運営組織について

○教育委員会は、生徒にとって魅力ある部活動を適切に運営するための協議会を設置する。

・「静岡市立中学校部活動在り方協議会」

○協議会は、実施状況の把握、望ましい活動の在り方の検討を行う。

○協議会は、中学校における過度な取組等に対して、是正を促す。

○各中学校は、校長のリーダーシップのもと、教職員や保護者等が組織的かつ計画的に部活動を実施するための組織を設置する。

・「部活動検討委員会」、「部活動指導者会」、「各部保護者会」

【各学校において設置する組織】

(1) 部活動検討委員会

(目的) 学校の方針・運営への意見集約及び部活動の設置・改廃に関する協議等を行う。

(構成) 学校代表、指導者会代表、保護者会代表等

(2) 部活動指導者会

(目的) 円滑な校内部活動の運営を目指し、ガイドラインを基に校内における部活動の実施計画を作成し、また、部活動の取組状況について評価し、検証改善を推進する。

(構成) 各部活動の指導者(顧問)

(3) 各部保護者会

(目的) 校内部活動の運営上の決まり等を定めるとともに、部活動運営に必要な支援を行う。

(構成) 各部活動に参加する保護者と指導者。ただし、各部活動保護者会代表者による会を置くこともできる。

(会費) 部活動費を徴収する場合は、収支決算を明らかにし、会員に報告する。

10 部活動の設置・改廃について

- 部活動の設置・改廃については、各学校の部活動検討委員会にて、ガイドラインを踏まえて検討する。
- 部活動の設置・改廃については、生徒及び保護者・地域の理解を得る。
- 教育委員会はこの過程において必要に応じて支援する。

【設置・改廃について】

(1) 設置の目安

ア 設置に必要な教員の配置

一つの部活動に対し、部活動顧問、部活動部長の2名（校長、教頭を除く教員）を配置すること。ただし、常時活動が校外活動（校外のクラブチーム等）を主とした部活動の場合は、中体連参加の際に、引率できる教員を確保すること。

イ 設置する場合の要件

- ・部活動の設置は、「(2) 部活動の改廃の目安」の要件に該当しないこと。
- ・部員数が正式入部の時点で、競技として成立する人数が確保されていること。（文化部の場合、大会に出場する部活動については同様とする。）
- ・活動場所が確保され運営に必要な施設や用具の準備が整っていること。
- ・部活動部員の保護者で保護者会を組織し、部活動についての支援体制があること。
- ・部活動の顧問や必要に応じて部活動指導員が確保されていること。

(2) 部活動の改廃（統合・休部・廃部）の目安

現在設置されている部活動で以下のいずれかの状況が生じた場合、改廃対象とし、校内部活動検討委員会で、協議し、決定する。

- ・1年生、2年生を合わせて、公式戦に出場するための人数を満たさない場合で、翌年の新1年生の入部において、3学年の合計人数が公式戦に出場するために必要な人数を満たさない場合
- ・部活動保護者会の過半数を超える保護者から改廃検討を依頼された場合

(3) 手順

- ・校内部活動検討委員会による設置・改廃の検討・決定
- ・教育委員会への校内部活動の設置・改廃の届け出
- ・静岡市立中学校部活動在り方協議会における報告